

鳥取県砂防技術指針 新旧対照表

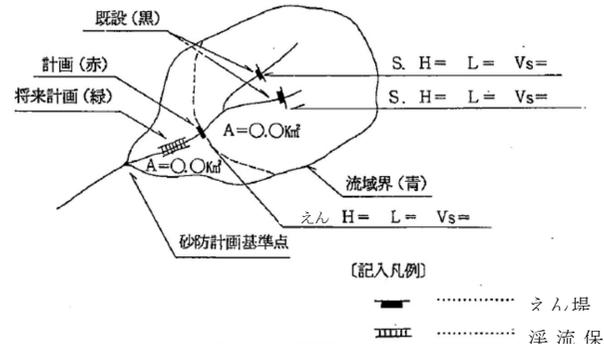
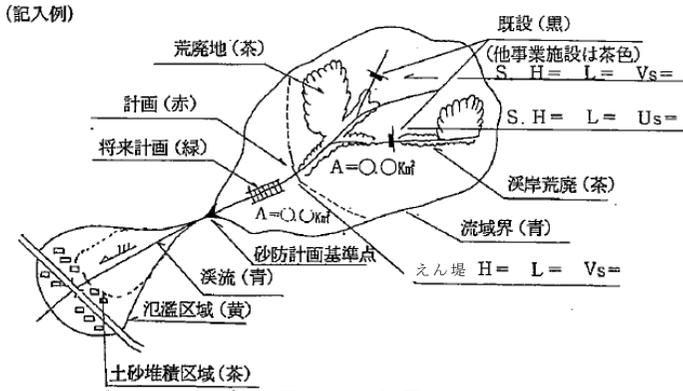
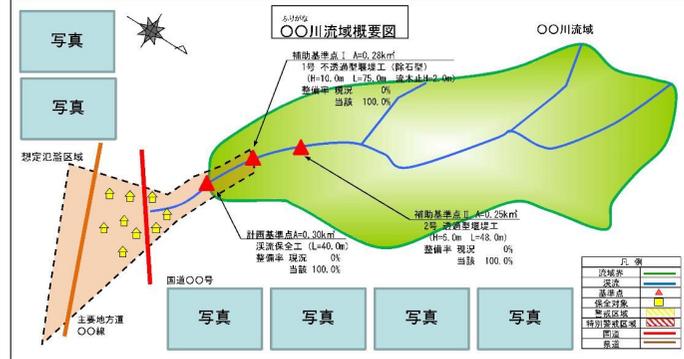
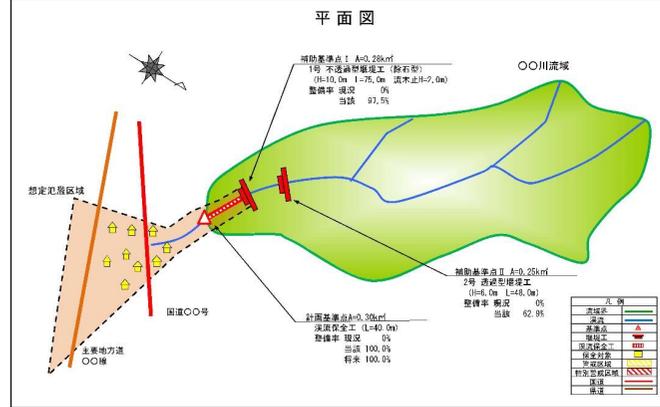
現 行		改 定 後																																																								
<p>第1章 砂防事業事務処理要領</p> <p>第1節 砂防事業年間計画</p> <p>表 3-1-1 砂防事業年間計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>当年度</th> <th colspan="2">次年度</th> </tr> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td></td> <td>概算要求</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td></td> <td></td> <td>補助・交付金事業事前審査</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>繰越①(9月議会)</td> <td>新規箇所事前協議</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td></td> <td></td> <td>補助・交付金事業査定</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>繰越①財務局説明</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>繰越②(12月議会)</td> <td></td> <td>単県事業予算要求</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td></td> <td>改要求</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>繰越③(2月議会) 繰越②財務局説明</td> <td></td> <td>単県事業査定</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td></td> <td>二次要求 全体計画協議(次年度 新規箇所)</td> <td>砂防治山連絡調整会議</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>繰越③財務局説明</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td></td> <td>作業値指示(国→県) 箇所調査提出(県→国) 実施計画協議</td> <td>完成図書とりまとめ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業実施にあたっては、随時、変更交付申請、構造協議及び必要に応じ全体計画の変更協議を行うこと。 ※新規箇所は、資料が整えば随時、構造協議及び指定地協議を行なうこと。 ※鋼製砂防構造物のうち、砂防・地すべり技術センターの「建設技術センター証明事業(砂防事業)」等を受けてから5年を経過しない構造物については、砂防・地すべり技術センターの鋼製砂防構造物の技術的な検討を受けることとしているため、資料が整えば随時、協議を行うこと。</p>			当年度	次年度			国	県	4月				5月		概算要求		6月			補助・交付金事業事前審査	7月	繰越①(9月議会)	新規箇所事前協議		8月			補助・交付金事業査定	9月	繰越①財務局説明			10月	繰越②(12月議会)		単県事業予算要求	11月		改要求		12月	繰越③(2月議会) 繰越②財務局説明		単県事業査定	1月		二次要求 全体計画協議(次年度 新規箇所)	砂防治山連絡調整会議	2月	繰越③財務局説明			3月		作業値指示(国→県) 箇所調査提出(県→国) 実施計画協議	完成図書とりまとめ	<p>第1章 砂防事業事務処理要領</p> <p>第1節 砂防事業の基本的な流れ</p> <p>表 3-1-1 砂防事業の新規事業の基本的な流れ</p> <p>※事業実施にあたっては、随時、変更交付申請、構造協議及び必要に応じ全体計画の変更協議を行うこと。 ※新規箇所は、資料が整えば随時、構造協議及び指定地協議を行なうこと。</p>	
	当年度		次年度																																																							
		国	県																																																							
4月																																																										
5月		概算要求																																																								
6月			補助・交付金事業事前審査																																																							
7月	繰越①(9月議会)	新規箇所事前協議																																																								
8月			補助・交付金事業査定																																																							
9月	繰越①財務局説明																																																									
10月	繰越②(12月議会)		単県事業予算要求																																																							
11月		改要求																																																								
12月	繰越③(2月議会) 繰越②財務局説明		単県事業査定																																																							
1月		二次要求 全体計画協議(次年度 新規箇所)	砂防治山連絡調整会議																																																							
2月	繰越③財務局説明																																																									
3月		作業値指示(国→県) 箇所調査提出(県→国) 実施計画協議	完成図書とりまとめ																																																							
<p>・「第1節 砂防事業年間計画」を「第1節 砂防事業の基本的な流れ」に変更し、表を変更した。</p>																																																										

鳥取県砂防技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>第2節 全体計画協議</p> <p>新規事業箇所については、次の要領により全体計画書を作成し、すべての提出調書及び説明資料とあわせて電子データを提出すること。協議時期は、前年度の1月頃。</p> <p>2.1 全体計画書作成の注意事項</p> <p>(1) 全体計画書表紙（別紙1）</p> <p>(2) 補助砂防事業設計概要総括表（別紙2）</p> <ul style="list-style-type: none"> 貯砂量ではなく計画整備量（捕捉量+堆積量+抑制量）を記載すること。 下流河川改修状況は、既改修、一部改修、未改修のいずれかを記載すること。 砂防堰堤工とあわせて溪流保全工も整備するのであれば、記載すること。ただし、取付水路工は記載しない。 <p>(3) 諸元及び全体計画書（別紙3）</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大時間雨量ではなく最大日雨量を記載すること。 貯砂量ではなく計画整備量（捕捉量+堆積量+抑制量）を記載すること。 備考欄に完成後整備率（記載例：100%）を記載すること。 砂防堰堤工とあわせて溪流保全工も整備するのであれば、記載すること。ただし、取付水路工は記載しない。 既設、将来計画砂防工作物は、「堰堤工○基、溪流保全工○m、床固工○基、帯工○基、山腹工○ヶ所○㎡、治山ダム○基」と記入する。 <p style="text-align: center;">中略</p>	<p>第2節 全体計画協議</p> <p>新規事業箇所については、次の要領により全体計画書を作成し、すべての提出調書及び説明資料とあわせて電子データを提出すること。</p> <p><u>事業着手する年度の前年度末までには本省の認可を得る必要があるため、余裕をもって全体計画の協議を行うこと。</u></p> <p>2.1 全体計画書作成の注意事項</p> <p>(1) 全体計画書表紙（別紙1）</p> <p>(2) 設計概要総括表（別紙2）</p> <ul style="list-style-type: none"> 貯砂量ではなく計画整備量（捕捉量+堆積量+抑制量）を記載すること。 下流の改修状況は、既改修、一部改修、未改修のいずれかを記載すること。 砂防堰堤工とあわせて溪流保全工も整備するのであれば、記載すること。ただし、取付水路工は記載しない。 <p>(3) 諸元及び全体計画書（別紙3）</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大時間雨量、最大洪水流量、比流量は記入しないこと。 備考欄には、管理用道路の有無、異常堆砂時の対応を記載すること。 砂防堰堤工とあわせて溪流保全工も整備するのであれば、記載すること。ただし、取付水路工は記載しない。 既設砂防設備は、「堰堤工○基、溪流保全工○m、床固工○基、帯工○基、山腹工○ヶ所○㎡、治山ダム○基」と記入する。 林相は、「針葉樹林、広葉樹林、針広混交林、竹木、未立木地」と記入する。「針広混交林」とは、図のように針葉樹と広葉樹が混って生えているのをいい、各ブロックごとに植樹されている場合は、「針葉樹林、広葉樹林」と併記するものとする。 <p style="text-align: center;">中略</p>

鳥取県砂防技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後
<p>(例-1) <u>「本溪流は、大山山麓に源を發し、日本海に注ぐ二級河川である。その地質は大山火山砕屑岩及び火山灰層からなり風化侵食が著しく、いたる所に山腹崩壊が発生している。そのため、台風等異常降雨時には大量の土砂が流出し、下流の民家、公共施設、耕地等に被害を及ぼす恐れがある。したがって、砂防堰堤1基(H=8.5m)、溪流保全工(L=99.0m)を施工することにより、土砂災害を未然に防止するとともに国土を保全し、民生の安定を図るものである。」</u></p> <p>(例-2) <u>「本溪流は、船通山に源を發し印賀川を経て日野川に注ぐ普通河川である。その地質は花崗岩質で構造され、近年の台風等降雨時により荒廃が著しく、豪雨時には土石流が発生し下流の民家、公共施設等に被害を及ぼす恐れがある。このため、砂防堰堤1基(H=8.5m)、溪流保全工(L=99.0m)を施工し、土砂災害を未然に防止するとともに国土を保全し、民生の安定を図るものである。」</u></p> <p>(例-3) <u>「本溪流は、昭和62年10月16日～17日の台風19号により、山腹はいたる所で崩壊し、土石流が発生し、下流の堰堤5基は満砂し、溪岸の耕地、道路に多大な被害を与えた。今なお上流部の河床には、多量の土砂が堆積しており、次期豪雨による洪水時には、下流の民家、公共施設、耕地等に多大な被害を与えるのは明らかである。このため、砂防堰堤1基(H=8.5m)、溪流保全工(L=99.0m)を施工し、土砂災害を未然に防止するとともに国土を保全し、民生の安定を図るものである。」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工理由の最下段に整備内容、保全対象、全体概要を記載すること。 <p>(例) ・整備内容：砂防堰堤工1基(H=8.5m,L=45.0m)・溪流保全工L=99.0m ・保全対象 人家10戸、町道600m、農道その他508m、公民館1戸、耕地3.3ha ・全体事業費 140百万円、事業期間 H22～H24、整備率100%</p> <p>(5) 年度別事業計画書(別紙5) ・施工理由の最下段に整備内容、保全対象、全体概要を記載すること。 ・砂防堰堤工とあわせて溪流保全工も整備するのであれば、記載すること。ただし、取付水路は記載しない。</p> <p>(6) 工事実施箇所概要(別紙6) ・最大時間雨量ではなく最大日雨量を記載すること。</p> <p>(7) 砂防基本計画</p>	<p>(例) <u>〇〇川は、一級河川〇〇川に流下する流域面積A=〇.〇〇km²の土石流危険溪流(I-〇〇)である。</u> <u>溪流は、中新世前期の安山岩を主体とし溪床勾配1/3.6～1/6.0の急勾配である。縦断勾配の急な中～上流域では崩壊地形が確認され、谷の出口付近では溪岸侵食が生じている。</u> <u>流域内には、土石流対策施設が整備されていないため、出水時に土砂が下流へ流出した経緯があり、地元から土石流対策施設の整備要望が高い。</u> <u>下流には人家、小学校、病院(要配慮者施設)、国道、県道、市道等の保全対象がある。</u> <u>本事業では、土石流捕捉対策として砂防堰堤2基(不透過型 H=10.0m、透過型 H=6.0m)及び溪岸侵食対策として溪流保全工(L=40.0m)を整備し、土砂災害対策を進めるものである。</u></p> <p>(5) 年度別事業計画書(別紙5) ・工種の欄には、計画基準点より上流において計画する施設をすべて記載すること。 ・事業概要の欄には、計画基準点より上流において計画する施設をすべて記載し、当該年度までに概成する数量を記載すること。</p> <p>(6) 工事実施箇所概要(別紙6) ・最大洪水流量、比流量は記入しないこと。 ・気象の欄には、施工地近隣の観測所の既往データを記載する。その際、観測所名、観測時間を合わせて記載する。</p> <p>(7) 砂防基本計画 砂防基本計画書、土砂收支図を作成する。</p> <p>図3-1-2 土砂收支図記載例</p>

現 行	改 定 後
<p>2.3 図面作成の注意点</p> <p>(1) 位置図 (規格 A-4 版)</p> <p>5 万分の 1 の地形図に、計画及び砂防計画基準点、流域界、流域面積、既設砂防施設を記入し、<u>既設堰堤には計画整備量 (捕捉量+堆積量+抑制量) を記入する。</u></p>  <p>図 3-1-3 位置図</p> <p>(2) 平面図</p> <p>全体計画がよく分かるような図面とする (原則として 1/500 を使う)。また、国土基本図 (1/5,000) を使用し、溪流の概要等を次のように記入する。</p> <p>(記入例)</p>  <p>図 3-1-4 平面図</p>	<p>2.3 図面作成の注意点</p> <p>(1) 流域概要図</p> <p>2500 分の 1 等の地形図に、計画及び計画・補助基準点、流域界、流域面積、<u>想定氾濫区域、保全対象、既設砂防施設の位置等を記入し、わかりやすい概要写真を添付する。</u></p>  <p>図 3-1-3 流域概要図記載例</p> <p>(2) 平面図</p> <p>実測である必要はないが、できるだけ縮尺 (1/500~1/1000 程度) の地形図を用い、<u>計画砂防施設、管理用道路、補償工事等、事業で実施するものはすべて記載する。</u></p>  <p>図 3-1-4 平面図記載例</p>

鳥取県砂防技術指針 新旧対照表

現 行	改 定 後
	<p><u>(3) 縦断面図</u> <u>本堤だけでなく、溪流保全工等の状況についても確認できるよう作成し、現況河床勾配、計画堆砂勾配、平常時堆砂勾配を記載する。</u></p> <p><u>(4) 横断面図</u> <u>施設効果量の算定根拠となるため、平常時堆砂線、計画堆砂線およびそれぞれの断面積を記載する。</u></p> <p><u>(5) 一般図</u> <u>堰堤の構造、諸元が確認できるよう作成する。</u></p>
<p>・全体計画協議の記述を変更した。 ・全体計画書作成の留意事項の記述を修正した。</p>	

鳥取県砂防技術指針 新旧対照表

現 行				改 定 後			
第2章 設計参考資料 第2節 砂防事業関係特別立法対象区域（鳥取県関係） 表 3-2-1				第2章 設計参考資料 第2節 砂防事業関係特別立法対象区域（鳥取県関係） 表 3-2-1			
名 称	根 拠 立 法	地域指定及び告示	対 象 区 域	名 称	根 拠 立 法	対 象 区 域	対 象 区 域
豪 雪 地 帯	豪雪地帯対策特別措置法 昭和 37 年 法律第 73 号	豪雪地帯対策特別措置法 第二条第一項の規定に基づく豪雪地帯 昭和 38 年 11 月 1 日 総理府告示第 43 号	県下全域	豪 雪 地 帯	豪雪地帯対策特別措置法 昭和 37 年 法律第 73 号 <u>（最終改正）</u> 令和 4 年 法律第 8 号	県下全域	
特殊土じょう 地帯	特殊土じょう地 帯災害防除及び 振興臨時措置法 昭和 27 年 法律第 96 条	特殊土じょう地帯災害防 除及び振興臨時措置法に 基づき特殊土じょう地帯 としての区域 昭和 27 年 10 月 27 日 総理府告示第 242 号	八頭郡・東伯郡・日野郡 倉吉市 中山町（一部）	特殊土壌地帯 特殊土壌地帯災害防除及び 振興臨時措置法 昭和 27 年 法律第 96 号 <u>（最終改正）</u> 令和 4 年 法律第 10 号	鳥取市の一部（旧河原町、旧用瀬町、旧佐治村の区域） 倉吉市・八頭郡・東伯郡・日野郡 西伯郡の一部（大山町のうち旧上中山村及び旧下中山 村の区域、伯耆町のうち旧溝口町の区域）		
新 産 業 都 市	新産業都市建設 促進法 昭和 37 年 法律第 117 号	新産業都市の区域指定 昭和 41 年 11 月 16 日 総理府告示第 43 号	「鳥取」 米子市・境港市・西伯郡（西伯町・ 会見町・岸本町・大山町・名和 町・中山町・淀江町・日吉津 村）・溝口町	低 開 発 地 域 工業開発地区	低開発地域工業開発促進法 昭和 36 年 法律第 216 号 <u>（最終改正）</u> 平成 14 年 法律第 15 号	鳥取市（旧福部村の区域を除く） 倉吉市（旧関金町の区域を除く） 岩美郡・八頭郡 東伯郡の一部（湯梨浜町・琴浦町・北栄町）	
低 開 発 地 域 工業開発地区	低開発地域工業 開発促進法 昭和 36 年 法律第 216 号	低開発地域工業開発地区 を指定 昭和 37 年 9 月 15 日 総理府告示第 35 号	鳥取市・倉吉市・岩美郡（国府町・ 岩美町・福部村） 気高郡（青谷町・気高町・鹿野町） 東伯郡（羽合町・東郷町・北条町・ 大栄町・東伯町・赤崎町・泊村） 八頭郡（郡家町・河原町・用瀬町・ 智頭町・船岡町・八東町・若桜 町）	過 疎 地 域	過疎地域の持続的発展の支 援に関する特別措置法 令和 3 年 法律第 19 号	鳥取市の一部（旧福部村、旧河原町、旧用瀬町、旧佐治 村、旧青谷町の区域） 倉吉市の一部（旧関金町の区域） 岩美郡・八頭郡・日野郡 東伯郡の一部（三朝町・湯梨浜町のうち旧泊村及び旧東 郷町の区域・琴浦町・北栄町のうち旧大栄町の区域） 西伯郡の一部（大山町・伯耆町のうち旧溝口町の区域）	
過 疎 地 域	過疎地域振興特 別措置法 昭和 55 年 法律第 19 号	過疎地域をその区域とす る市町村 昭和 55 年 4 月 1 日 自治省告示第 15 号	八頭郡（八東町・若桜町・佐治村） 東伯郡（三朝町・関金町） 日野郡（日南町・日野町・江府町・ 溝口町）	振 興 山 村	山村振興法 昭和 40 年 法律第 64 号 <u>（最終改正）</u> 令和 3 年 法律第 11 号	鳥取市の一部（旧鳥取市）神戸村・東郷村・明治村・ （旧国府町）成器村・大茅村・（旧河原町）西郷村・（旧 用瀬町）社村・旧佐治村全域・（旧鹿野町）小鷲河村・ （旧青谷町）日置村・勝部村）・倉吉市の一部（旧関金 町）矢送村・山守村）・岩美郡の一部（若桜町・智頭町・（旧 郡家町）上私都村・（旧船岡町）大伊村・（旧八東町）丹 比村・八東村）・東伯郡の一部（三朝町）三徳村・小鹿 村・旭村・竹田村・（旧東伯町）上郷村・古布庄村・（旧 赤崎町）以西村）・西伯郡の一部（旧大山町）大山村・ （旧西伯町）上長田村・東長田村・（旧会見町）賀野村・ （旧溝口町）二部村）日野郡の一部（日南町・日野町・ （江府町）日光村・米沢村・神奈川村）	
・表の記載内容を修正した。							